

○財務省告示第七十八号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を买入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成二十一年三月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

| 合 計 | 個人向け利付 国債券（変 動・十年） | 国債の名称 |
|--|--|--------|
| | 第一回 | 記号 |
| 七千九 万二十 円百八 七億 十九 | 七千九 万二十 円百八 七億 十九 | 総額面金額の |
| 百三千九 九万六十 九十六 千三百八 十六千五 億九十二 円 | 百三千九 九万六十 九十六 千三百八 十六千五 億九十二 円 | 総買入価額の |